共通施策

協働によるまちづくりと 健全で効率的な行財政運営の推進



平成 17 年度「スマイルシティ・川越」フォトコンクール優秀賞「勝利への笑顔」

1-

1-

市民参加と協働の推進

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第1節 協働によるまちづくり

施策1 市民参加と協働の推進

施策の指標

目標値	情報の共有が十分であると考える市民の割合(%)	H22 年度	40
		H27 年度	50
現状値	情報の共有が十分であると考える市民の割合(%) 協働により実施した事業数(事業)		30.3

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、市民目安箱の設置、審議会等の委員の市民公募、市政懇談会の開催、第三次川 越市総合計画策定時におけるかわごえ市民会議の設置、各種計画を策定する際の意見公募手 続(パブリック・コメント手続)(*1)の実施など、さまざまな手法を通じて市政への市民参加 を推進してきました。

社会の成熟度が増していくにつれて、人々は暮らしの中での生きがいや満足感を求めるようになり、地域でのさまざまな課題に自主的に取り組む動きも見られるようになりました。 地域での活動や情報化の進展が一つの契機となって、行政活動への市民の関心が高まるとともに市政への参画意識も醸成されてきています。

今後は、市民が市政へ参画しやすいしくみづくりと情報の共有化を推進するとともに、市 民に開かれた透明性の高い行政運営を行っていく必要があります。

また、少子高齢化や経済のグローバル化など、社会環境が大きく変動する中で、市民の価値観やライフスタイルも多様化しています。この結果、幅広く公共サービスを提供してきた行政も、複雑化・多様化する市民ニーズや地域でのさまざまな課題にきめ細かく対応することが困難になっています。一方で、今後「団塊の世代」が定年退職を迎えることから、その知識や経験を活用した地域づくりの必要性が高まっています。

このようなことから、地域の実情に応じて市民が必要とする公共サービスを提供していくため、市民、民間団体、事業者、行政という多元的な担い手がそれぞれの能力を生かし、役割を分担する協働(*2)のしくみづくりと担い手同士の連携を強化していくことが必要となっています。

施策の推進

- 1 市民参加のしくみづくり
 - ① 市民参加を進めるため、自治基本条例などの条例の制定について検討します。

- ② 総合計画をはじめとする各種計画の策定において意見公募手続(パブリック・コメント手続)を実施するなど、市民が意思決定過程から参画できるしくみを構築します。
- ③ 各種審議会等の委員を市民から幅広く公募し、市民参画を更に推進します。

2 情報の共有化

- ① 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報 の積極的な提供に努めます。
- ② 市民目安箱、市民意識調査、市政懇談会等に加え、事業単位でのアンケート調査の 実施などにより、市民のニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。

3 行政の透明性の向上

- ① 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。
- ② 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。

4 協働のしくみづくり

- ① 協働のしくみをつくるため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。
- ② 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。
- ③ 市民、自治会等の公共的団体、NPO(*3)、企業、大学等との協働による事業展開 を図ります。

【指標解説】

○ **情報の共有が十分であると考える市民の割合**: 市民アンケート調査において、市の行政に関する情報提供について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

- *1 意見公募手続(パブリック・コメント手続): 行政機関が規制等の制定改廃や計画の策定などを行う場合に、原案などを公表して事前に市民などから意見や情報提供を求める手続のことを言います。
- *2 協働:市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向って、ともに考え、協力し合って取り組んでいくことを言います。
- *3 NPO:継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

2-

1-

新たな行財政運営システムの構築

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策1 新たな行財政運営システムの構築

施策の指標

目標値	総合施策評価(%)	H22 年度	100
		H27 年度	_
	経常収支比率(%)	H22 年度	81.0 以下
	性市权文儿平(70)	H27 年度	80.0 以下
現状値	総合施策評価(%) 経常収支比率(%)		0 83.1(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日本国憲法の下で築かれた国と地方における行財政制度は、戦後日本の復興と発展の基盤を築き、生活水準や利便性の向上をもたらしました。全国ほとんどの自治体で道路、下水道、教育施設などの社会資本の整備が進むとともに、福祉をはじめとするさまざまな分野でも多様な行政サービスが展開されるようになりました。

一方で、社会の成熟度が進展するにつれて人口や産業など社会構造や市民意識だけでなく、 行財政制度も大きく変化することとなりました。平成 12 年に「地方分権一括法」が施行され、 地方の自主性、自立性が大きく向上しました。特に、本市は地方分権の先導役である中核市 に平成 15 年に移行し、住民に身近なところで多くの行政サービスを提供できるようになりま した。

しかし、我が国は、総人口が平成 18 年(2006 年)をピークに減少に転じるとともに、少子 高齢化の一層の進行が見込まれるなど、社会構造の転換期に直面しており、本市においても 人口構造の変化に伴い行政需要や財政基盤に大きな変化が生じるものと見込まれます。

このような社会情勢の変化や厳しい財政状況に対応するためには、より効率的な行財政運営が重要となることから、平成 15 年度に事務事業評価を導入し、事業の必要性や効率性などを客観的に評価し改善に取り組んできました。今後更に、行財政改革を強力に進め、人口も経済も右肩上がりの時代に構築された行財政運営のしくみを根本的に見直し、本市が抱える課題に即応できる行財政運営のしくみを構築する必要があります。

施策の推進

1 地方分権の推進

- ① 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核 市として更に権限の拡大を図ります。また、税源移譲については、国等に積極的に働 きかけ、財政基盤の確立に努めます。
- ② 地方分権を推進するため、近隣自治体との合併について調査・研究を進めます。

2 将来に向けた中期財政計画の策定

① 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期的な財政計画を策定します。

3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

- ① 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。
- ② マネジメントサイクルの構築に併せて、予算編成等のシステムに関する見直しを検討します。
- ③ 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるよう施策評価を導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。
- ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。
- ⑤ 市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。

4 民間の経営手法の活用

① 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。

5 人材育成の推進

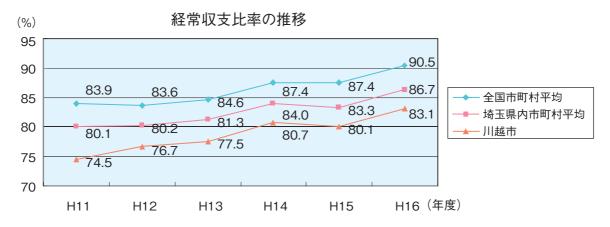
① 人材育成基本方針及び同実施計画に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の導入により、人材の育成に努めます。

6 行政サービスの向上

- ① 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。
- ② 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。

7 行政改革の推進

- ① 行政改革を推進するに当たっては、数値目標を明示し、その進ちょく状況を公表します。
- ② 経営的視点に立って、分権型社会に対応した簡素で効率的な組織を整備します。



【指標解説】

- **総合施策評価**:総合計画の施策の指標(目標値)について総合的な達成度を示すものです。
- **経常収支比率**:地方公共団体の経常的な経費のために、経常一般財源がどれだけ充当されたかを示す比率です。

【用語解説】

*1 PFI手法:「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

2-

2-

効率的な社会資本整備の推進

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策 2 効率的な社会資本整備の推進

施策の指標

現状値

整備更新計画により整備された施設等の数(件)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、下水道など、さまざまな社会資本を整備してきました。

その多くは、昭和 40 年代から 50 年代半ばにかけて人口急増に伴う市民サービスへの需要 の高まりに対応したことが背景となっています。学校や公民館などの公共施設については、 その多くが今後の 10 年から 20 年の間に更新の時期を迎えます。

これらの社会資本については、今後適切な維持管理を行って施設の延命化や更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっています。また、効率的な行財政運営という観点からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう総合的かつ長期的視野で計画的な整備を推進していく必要があります。

本市が保有している土地等の公有財産については、計画的かつ効果的な利用を図る必要があります。

昭和47年の建設から30年以上が経過している本庁舎は、老朽化や急速なIT化に対処するため頻繁に修繕工事を実施しています。また、事務の拡大等による狭あい化に対応するため、平成15年には東庁舎を建設しましたが、今後、本庁舎の建設についても積極的に検討していく必要があります。

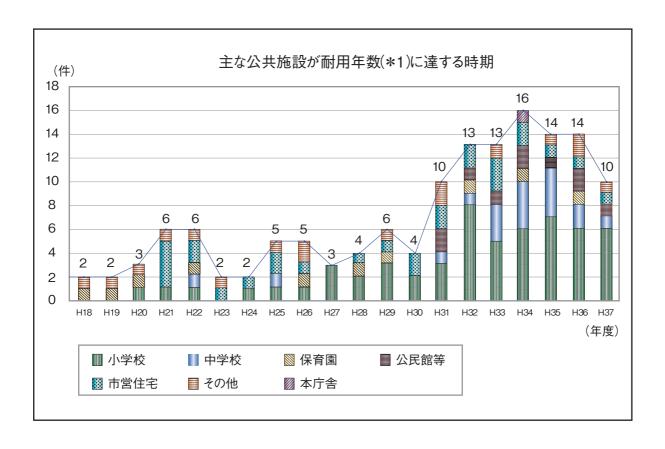
施策の推進

1 社会資本マネジメントの推進

- ① 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。
- ② 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用した PFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。
- ③ 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。

2 庁舎の建設

- ① 狭あい化した本庁舎について、建設場所や規模などを検討します。
- ② 市民が利用しやすい出張所とするため、施設の整備を検討します。



【用語解説】

*1 耐用年数:所得税法施行令第129条及び法人税法施行令第56条に基づく減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令を基に試算したものです。

2-

3-

財源の確保

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策3 財源の確保

施策の指標

現状値 市税収入率(%) 一般財源総額と標準財政規模の比率 89.4(H16) 1.25(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

長引く不況の影響を受け、歳入の根幹を成す市税収入は、年々減少傾向で推移しています。 特に個人市民税においては、就業形態の変化による給与水準の低下や国が景気対策として実 施した特別減税の影響などを受け、大幅な減収が続いています。

現在、経済情勢は一部に明るい兆しが見られ、景気回復傾向がうかがえるものの、かつてのような大幅な市税収入の伸びを期待することはできません。

一方、国は規制緩和や構造改革を通じ、景気の回復と財政健全化を同時に実現するため、 三位一体改革(*1)による国庫補助負担金の削減や、地方交付税制度の見直しを進めています。 改革途上にある現在、地方における一般財源収入が大きく減少するという問題が顕在化し、 本市においても行財政運営の在り方が大きく問われています。

このような厳しい財政状況のもと、将来にわたって各種の施策を計画的に展開していくためには、確固とした中期的な財政計画に沿って、引き続き行財政改革を強力に推進するとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めていく必要があります。

また、自主財源をより多く確保するため、課税客体の的確な把握、収入率の向上、受益者負担(*2)の適正化を図り、安定した財政基盤を確立することが重要な課題となっています。

施策の推進

1 積極的な財源の確保

- ① 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて適切な特定財源の確保に努めます。
- ② 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。

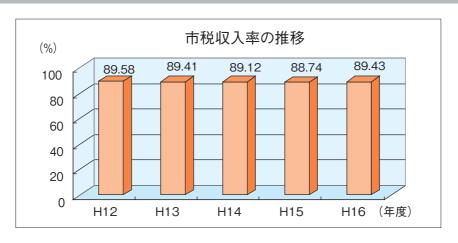
2 収入率の向上対策

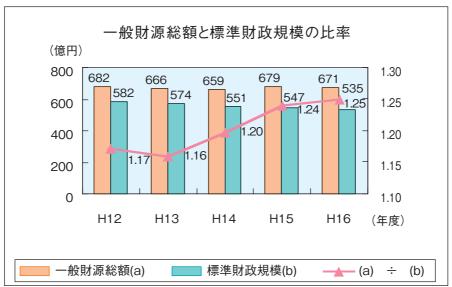
① 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組

織の強化に努めます。

3 受益者負担の適正化

① 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。





【指標解説】:

- 市税収入率:市税の収入済額を調定額で除したものです。
- **一般財源総額**: 財源の使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるものです。主な一般財源としては地方税、地方譲与税及び地方交付税などがあります。
- **標準財政規模**: 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額と普通交付 税額を合算したものです。

- *1 三位一体改革: 国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税の改革という三つの改革を一体として進め、地方分権推進のための税財政基盤の拡充・強化を図ろうとするものです。
- *2 受益者負担:公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。

2-

$\|4$ - $\|$

電子市役所の推進

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策4 電子市役所の推進

施策の指標

目標値	電子的な申請等が可能な手続数(件)	H22 年度	50
		H27 年度	100
	ホームページアクセス件数(万件)	H22 年度	150
		H27 年度	200
現状値	電子的な申請等が可能な手続数(件) ホームページアクセス件数(万件)		6(H16) 72(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

電子市役所とは、必要なときにいつでもインターネットを通じて行政サービスを受けることができる、市民生活や事業活動に不可欠な新たな社会基盤です。

本市では、平成 13 年度から市役所と市の公共施設とを結ぶ LAN(*1)を構築し、電子市役所のネットワーク基盤を整備しました。平成 17 年度からは、県内市町村で共同開発した申請受付システムを利用し、一部の手続でインターネットからの申請や届出の受付ができるようになりました。今後は、インターネットからも受け付けることのできる手続を段階的に増やしていくとともに、電子的な手数料の納付などへの対応を検討していく必要があります。

市のホームページについては、市政に関する情報や市民活動に有用な情報を積極的に掲載するとともに、市民からの施策への提言の受付など、市と市民との双方向による情報の流通を更に進めていくことが重要です。また、電子申請の受付など電子市役所で提供する行政サービスの総合窓口としてホームページの内容を充実させていくことも必要です。

業務の効率化を推進するためには、事務の電子化と業務の見直しを更に進めるとともに、 事務の電子化や電子的な情報の流通に対応した電子文書管理も重要となります。

また、情報セキュリティ(*2)の確保、市民の情報格差(*3)への配慮など、電子市役所を推進するうえで必要な環境の整備を更に進めていく必要があります。

施策の推進

- 1 行政サービスのオンライン化の推進
 - ① 自宅や会社からでもインターネットを経由して申請や届出ができるよう、電子申請 システムで取り扱える手続を段階的に増やします。また、税の電子申告や公共施設予 約に関するシステムの整備を推進します。

- ② ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。
- ③ だれもが使いやすいホームページの充実に努めます。
- ④ インターネットを用いた行政サービスを、だれもが安心して受けられるように、個人情報の保護をはじめとする情報セキュリティの確保を図るための体制やシステムの整備・運用に努めます。

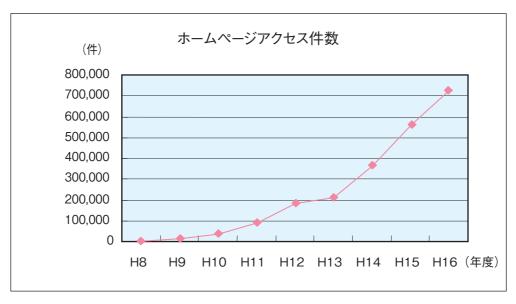
2 事務の電子化の推進

- ① 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁の検討を行います。また、地図情報システム等の各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。
- ② 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。

平成8年度 平成9年度 平成 10 年度 平成 11 年度 平成 12 年度 4,967 18,851 37,479 92,786 183,933 平成 13 年度 平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度 214,285 364,825 563,000 727,445

ホームページアクセス件数(件)

※ホームページ開設は平成8年10月のため、平成8年度は6箇月間です。



- *1 LAN: Local Area Networkの略で、企業や学校、行政機関など、限られた組織内のコンピュータを接続し、データやプリンタなどの資源を共有する情報通信ネットワークを言います。
- *2 情報セキュリティ:情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの 脅威から守ることを言います。
- *3 情報格差:パソコンやインターネットを利用する機会や能力を持つ人と持たない人との間に生じることが 懸念される待遇、機会などの格差を言います。

$0-\parallel$

1- 広域行政の推進

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第3節 広域行政の推進

施策1 広域行政の推進

施策の指標

目標値	川越市民が川越市以外の6市町の施設を利用した人数(人)	H22 年度	100,000
		H27 年度	120,000
	川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数(人)	H22 年度	40,000
		H27 年度	50,000
現状値	川越市民が川越市以外の6市町の施設を利用した人数(人) 川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数(人)	79,962(H16) 34,909(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化していることから、広 域的な問題や課題について既存の市町村の枠を越えた取組を進め、相互に連携して地域全体 の発展を図ってきました。

本市は、広域的視点に立ったまちづくりを進めるため、平成13年3月に「埼玉県西部第一 広域行政推進協議会」(*1)が策定した第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき、下水 道、環境、福祉、河川の各分野における広域的な課題について調査・研究を行い、構成市町 の行政水準の向上に努めています。

平成8年3月には、「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」(*2)が策定した基本構想・基 本計画(レインボープラン)に基づく公共施設の相互利用や講演会開催などの事業を通じて圏 域住民の利便性の向上や住民相互の交流を図っています。また、「川越ナンバー」(*3)の導 入により、地域の一体感の醸成や観光の振興が期待されます。

今後は、両協議会を構成する市町の個性を生かした活力あるまちづくりを更に進め、住民 の一人ひとりが心豊かな生活を送ることができる圏域の創造が求められています。

本市は、平成11年3月に第5次首都圏基本計画(*4)において業務核都市(*5)に位置付け られたことから、地域の特性を生かしながら本市を中心とした自立性の高い地域の形成を目 指し、埼玉県及び関係市と基本構想の作成に向けて取り組んでいます。今後は他の業務核都 市との広域連携を図り、まちづくりを推進していく必要があります。

施策の推進

1 関係市町の連携強化

① 関係市町の交流を深め、広域行政を更に推進します。

2 広域行政圏計画の推進

- ① 埼玉県西部第一広域行政推進協議会の構成市町の個性を生かし、共存共栄を図るた めの諸施策を積極的に推進します。
- ② 公共施設の相互利用など広域的に処理することが望ましい事務事業の更なる拡大と 充実を図るなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。

3 業務核都市としての機能の推進

① 埼玉県及び関係市と業務核都市の整備を図るための基本構想を作成し、地域の特性 を生かしたまちづくりを推進します。

広域行政圏エリア

埼玉県西部第一広域行政 推進協議会

川越市、所沢市、狭山市、 入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、 ふじみ野市、三芳町の10市1町





埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、 日高市、川島町、毛呂山町、 越生町の4市3町

- *1 埼玉県西部第一広域行政推進協議会:昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自 治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき 各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。
- *2 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会:通勤・通学や商圏など一体的な日常生活圏を形成している地域であ ることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会 です。
- *3 川越ナンバー: 国土交通省は、地域振興や観光振興等の観点から、運輸支局や自動車検査登録事務所の名 称等以外の地域名を自動車のナンバープレートに表示できるよう運用を弾力化しました。平成18年10月に 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町の3市2町で「川越ナンバー」が導入されます。
- *4 第5次首都圏基本計画:国土庁(現:国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。 計画期間は平成11年~平成27年の17年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核 都市に位置付けられています。
- *5 業務核都市:東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーシ ョンなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置 するために整備される都市です。

市の鳥

かり **惟**



市制施行70周年を記念して、平成4年12月1日に、自然愛護の意識を高め、愛 鳥思想の普及に資するため、市の鳥が定められました。

雁は、古くから川越地方を表す歌に詠まれたり、「初雁城」「初雁の杉」など歴史的なつながりが深いと言われています。